



地方独立行政法人 神奈川県立福祉機構の概要

令和 7 年 6 月 16 日
神奈川県

1 法人の設立目的

- ・ 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現する。
(定款第1条)
- ・ こうした新たな福祉施策に全国に先駆けて取り組んでいくフロンランナーとなるために、令和8年4月に新たな地方独立行政法人を設立する。

新たな福祉施策

「科学的な福祉を研究・実践」「必要な人材を育成」
全国に先駆けた取組



2 法人の定款

第1条 目的

この地方独立行政法人は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和4年神奈川県条例第57号）の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

第2条 名称

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）と称する。

第3条 設立団体

法人の設立団体は、神奈川県とする。

第4条 事務所の所在地

法人の主たる事務所は、神奈川県足柄上郡中井町に置く。

第5条 法人の種別

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

第7条 役員の定数

- 1 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事5人以内及び監事2人以内を置く。
- 2 前項の理事のうち3人は、法人の常勤の役員及び職員でない者（以下「非常勤外部理事」という。）とする。
- 3 前項の非常勤外部理事は、法人の経営及びガバナンスに関して高度な知識及び経験を有する者を含むこととし、そのうち1人は障害者とする。

第9条 役員の任命

- 1 理事長は、知事が任命する。
- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- 3 監事は、知事が任命する。

第10条 役員の任期

- 1 役員の任期は、2年とする。

第16条 業務の範囲

- 1 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
- 2 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。
- 3 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
- 4 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
- 5 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第17条 説明責任

- 1 法人は、障害者等に対する虐待の防止、その早期発見その他の知事が必要と認める場合において、知事への報告若しくは帳簿書類その他の物件の知事への提出若しくは提示を行い、又は知事が指定する職員からの質問、当該職員の施設への立入り若しくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるものとする。
- 2 法人は、前項に定める場合その他法人の組織や運営の状況に関し、積極的に情報を公表するものとする。

第20条 資本金

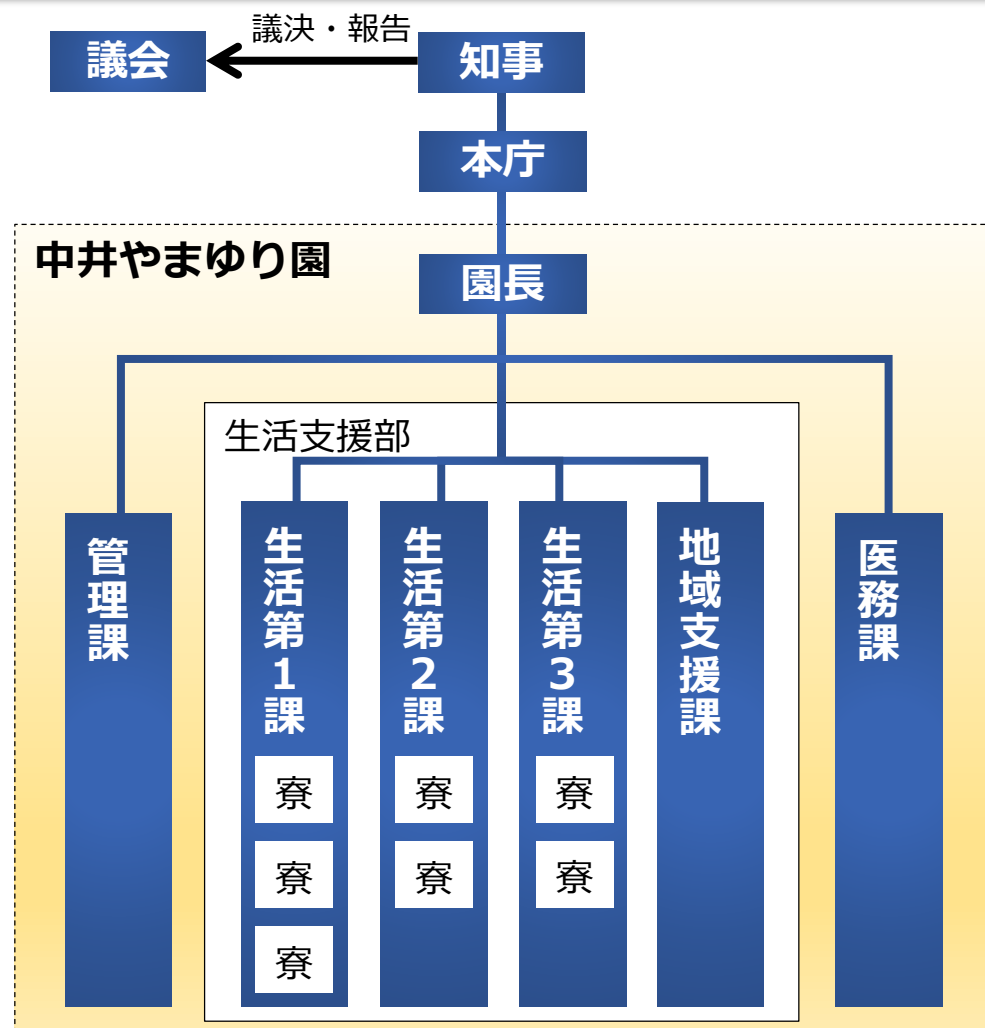
法人の資本金は、神奈川県が出資する。

3 法人の組織

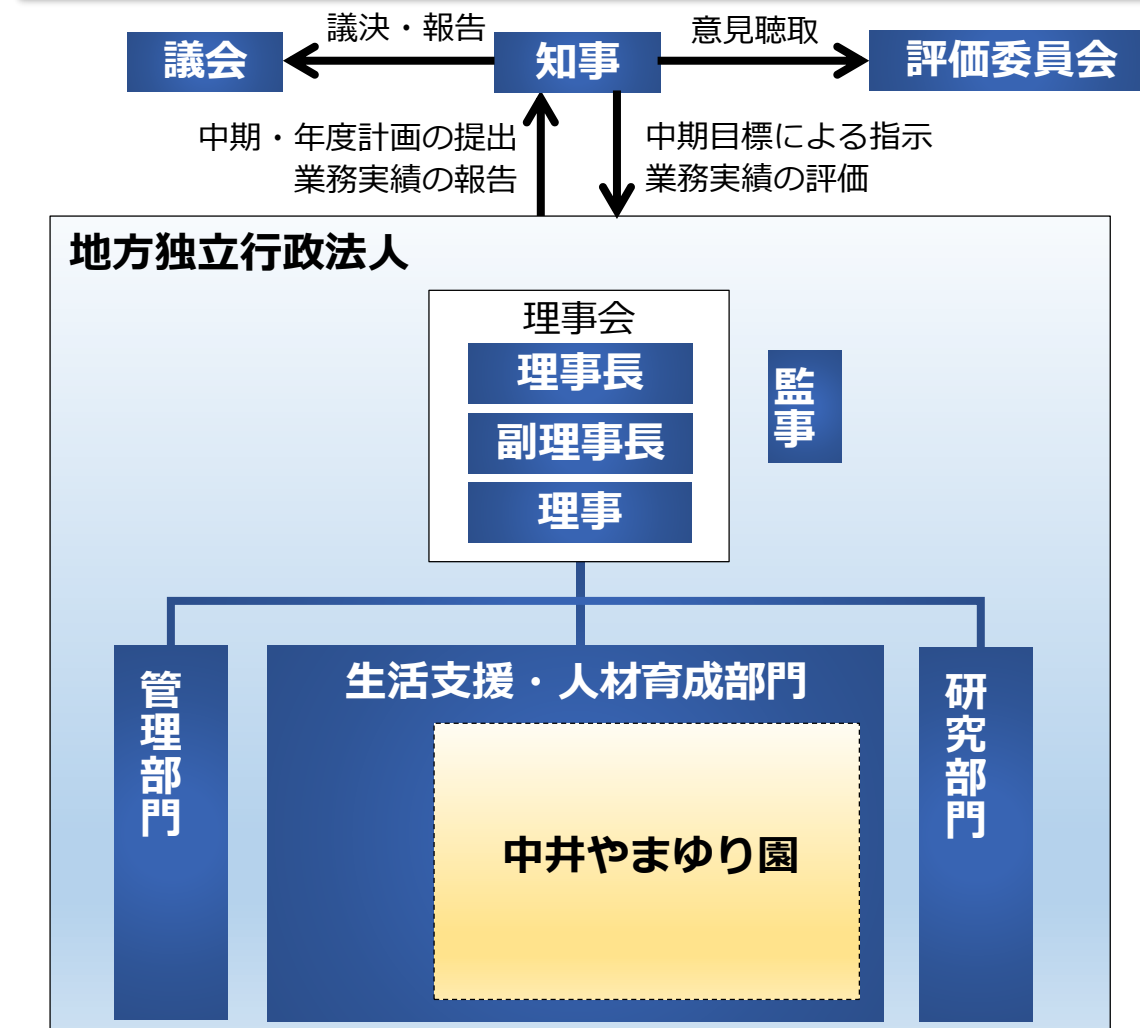
組織の詳細については中期目標・中期計画等を踏まえて決定

(1) 組織図（イメージ）

現在



法人設立後



(2) 役職員の体制

<役員>

職名	定数	想定される分掌
理事長	1人	法人代表、業務総理
副理事長	2人以内	理事長補佐、法人代表
内部理事	2人以内	研究
		人材育成・生活支援
外部理事	3人	法人経営、ガバナンス（障害当事者1名を含む）
監事	2人以内	法令遵守（弁護士）
		会計の透明性（公認会計士）

<職員（常勤）> ※技能職については検討中

	現在の園職員数 (令和7年4月)	法人における職員規模	想定される業務内容
福祉職	127人	現在と同程度	生活支援、相談、連携、人材育成、研究など
事務職	6人	現在より増員	法人管理、連携、人材育成、研究
医療職	6人	現在と同程度	健康管理、研究
研究職	—	若干名	研究
合計	139人	現在より増員	—

(3) 法人プロパー職員の確保に向けた取組

- ・ 福祉職

	募集期間	募集人数	応募者数	合格者数
第1回	令和7年3月3日～4月30日	40名程度	90名	未定
第2回	令和7年6月2日～6月30日	20名程度	未定	未定
第3回	実施未定（第1～2回の結果を踏まえて検討）			

- ・ 事務職、医療職、研究職

令和7年中に採用募集を予定
（技能職については検討中）

4 法人の取組

取組の詳細については中期目標・中期計画等を踏まえて決定

定款

※再掲

第1条 目的

この地方独立行政法人は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例（令和4年神奈川県条例第57号）の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする。

第16条 業務の範囲

- 1 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営を行うこと。
- 2 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成を行うこと。
- 3 地域共生社会に関する普及啓発を行うこと。
- 4 前3号に掲げる業務に基づき、福祉に関する諸課題に対する取組を行うこと。
- 5 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。



定款の目的・業務の範囲を踏まえて、中期目標・中期計画を検討していく

<定款の目的・業務の範囲を踏まえた法人の取組の考え方>

取組 1 科学的な福祉の研究

再現性のある当事者目線に立った支援を確立するため、重度知的障害者をはじめ障害者の心身の状態を定量化し、見える化するための研究や、障害者と支援者双方のウェルビーイングを向上させるための障害者の健康管理や日中活動など、有効な支援のあり方に関する研究を推進する。

取組 2 当事者目線による地域生活支援の実践

中井やまゆり園の利用者をはじめ地域における障害者の望む暮らしを実現するため、日中活動や健康管理等に基づく「豊かな暮らしづくり」、地域生活移行や障害者の地域における役割をつくる「連携」、望みに寄り添う「相談」を柱として、当事者目線による地域生活支援を実践する取組を推進する。

取組 3 当事者目線の支援を実践する人材の育成

科学的な福祉の研究の成果を踏まえて、再現性のある当事者目線に立った支援を実践する法人職員を育成し、地域共生社会をつくる人材として輩出するとともに、福祉の質的・量的向上を図るため、民間施設・事業所の職員の育成に取り組む。

取組 4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

地域の住民や事業所、大学、病院等に対して、当事者目線の障害福祉や科学的な福祉の研究及び実践の成果等の普及啓発を行い、障害者に対する理解や地域とのつながりをつくる活動への参加を促進する。



これらの考え方に基づき中期目標（骨格案） **資料 8 - 1** を作成